

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年3月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200198号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200045号

第1 結論

請求者のA社における平成25年11月19日の標準賞与額を8万1,000円、平成26年2月21日の標準賞与額を8万1,000円、平成26年11月21日の標準賞与額を8万円、平成27年2月20日の標準賞与額を6万円、平成27年11月27日の標準賞与額を5万1,000円、平成28年2月22日の標準賞与額を4万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年11月19日、平成26年2月21日、平成26年11月21日、平成27年2月20日、平成27年11月27日及び平成28年2月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年11月19日、平成26年2月21日、平成26年11月21日、平成27年2月20日、平成27年11月27日及び平成28年2月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年11月19日
② 平成26年2月21日
③ 平成26年11月21日
④ 平成27年2月20日
⑤ 平成27年11月27日
⑥ 平成28年2月22日

A社から支給された請求期間①から⑥までの賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳及び支給明細書によると、請求者は、同社から、請求期間①及び②は8万1,600円、請求期間③は8万円、請求期間④は6万円、請求期間⑤は5万1,200円、請求期間⑥は4万6,400円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①及び②は8万1,000円、請求期間③は8万円、請求期間④は6万円、請求期間⑤は5万1,000円、請求期間⑥は4万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年

金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年11月9日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200251号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200046号

第1 結論

請求者のA社における令和2年8月11日の標準賞与額を39万円に訂正することが必要である。
令和2年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年8月11日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された個人別給料台帳によると、請求者は、請求期間において、同社から39万円の賞与の支払を受け、当該賞与から39万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年8月11日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年12月15日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200211号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200047号

第1 結論

請求者のA事業所における平成29年11月24日の標準賞与額を5万2,000円、平成29年12月13日の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

平成29年11月24日及び平成29年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成29年11月24日及び平成29年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年11月
② 平成29年12月

A事業所から請求期間①及び②に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成29年11月燃料手当明細書及び平成29年12月賞与明細書、A事業所から提出された平成29年11月燃料手当計算書、平成29年12月賞与計算書及び預金通帳の写し並びに事業主の回答によると、請求者は、同事業所から、平成29年11月24日に5万2,000円、平成29年12月13日に26万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成29年11月24日は5万2,000円、平成29年12月13日は26万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年11月24日及び平成29年12月13日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200255号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200048号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月31日から平成7年4月1日に訂正し、平成6年3月から平成7年3月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成6年3月31日から平成7年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月31日から平成7年4月1日まで
年金記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成6年3月31日とされているが、その後も同社に継続して勤務していた。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における雇用保険の被保険者記録及び同僚から提出された給料台帳の写しによると、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成7年3月7日付けで同日と記録され、同日に当該事業所が全喪したと記録されていたが、その後、平成7年3月31日付けで、請求者の資格喪失日は、平成6年10月1日の定時決定を取り消した上で、平成6年3月31日に遡って訂正する処理を行っていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理が行われた平成7年3月31日において、当初、平成6年3月31日より後の日をA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されていた同僚が14人確認できるところ、このうち13人について、請求者と同様に、同喪失日を平成6年3月31日に訂正する処理を行い、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日及び資格喪失日)を取り消す処理を行っていることが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、請求期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、上述のとおり、A社の当初の全喪処理は、平成7年3月7日に行われ、同月中の平成7年3月31日には、全喪日を平成6年3月31日とする遡及訂正処理が行われており、さらに、オンライン記録によると、当該事業所が社会保険事務所(当時)に納付すべき保険料が不納欠損として処理されていることが確認できることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪日の遡及訂正処理は、当該事業所が保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、平成7年3月7日とする処理、及び同喪失日を平成6年3月31日に遡及して訂正する処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない上、当該不合理な遡及訂正処理を行った平成7年3月31日において、請求者が当該事業所に勤務していたことが確認できることから、請求者に係る同喪失日については、その翌日の平成7年4月1日とすることが妥当である。

また、平成6年3月から平成7年3月までの標準報酬月額については、A社における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、34万円とすることが妥当である。